

議案第四十三号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

次のとおり林道小河内線開設工事（西小鹿工区）に係る工事請負契約の締結についての議決（平成五年一月十三日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成五年三月二十二日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成五年参月廿弐日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

五 工事完成期限中「平成五年三月二十九日」を「平成五年五月二十日」に改める。